資料１

久喜市総合振興計画
基本構想検討原案

（平成２３年８月３日現在）

久喜市
KUKI

目　　次

序　論 3
第１章　総合振興計画の概要 3
1　総合振興計画の趣旨 3
2　計画の構成と計画期間 4
総合振興計画の前提 5
第２章　総合振興計画の前提 7
1　社会経済環境等の変化 7
2　本市の位置と地勢 10
3　人口・世帯数の推移 11
4　就業構造の推移 12
5　市民の意識と期待 13
6　本市の特性と課題 15
（1）地域コミュニティ分野 15
（2）自然、環境分野 15
（3）保健、医療、福祉分野 16
（4）教育、文化、スポーツ分野 16
（5）都市基盤分野 17
（6）産業、経済分野 18
（7）行財政分野 18
第１部　基本構想 22
第１章　将来像 22
1　基本理念と将来像 22
（1）基本理念 22
（2）将来像 24
2　人口の推計 25
3　土地利用の方向性 26
（1）ゾーン別土地利用方針 26
（2）土地利用構想図 27
4　大綱 28
第２章　総合振興計画の実現に向けて 32

１　施策の体系 32
２　施策 33
（１）市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち..... 33
（２）自然とふれあえる、環境に優しいまち..... 35
（３）子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち..... 36
（４）心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち..... 38
（５）安全で調和のとれた住みよい快適なまち..... 40
（６）地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち..... 42
（７）行財政を見直し、改革を進めるまち..... 44

序　　論

序　論

第１章　総合振興計画の概要

１　総合振興計画の趣旨

今日、地方自治体は、急速に進展する少子高齢社会への対応、深刻化する地球環境問題への対応、長引く景気の低迷等による厳しい財政状況など、大きな潮流にさらされています。

さらには、地方分権の進展に伴い、地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められ、そして、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立が求められています。

こうした状況のもと、本市は、平成 22 年３月 23 日、旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町の合併により誕生しました。

これまで１市３町は、豊かな自然環境と地域独自の歴史や伝統を受け継ぎながら文化を育み、それぞれの総合振興計画において、将来像（将来都市像）を掲げ、特色のあるまちづくりを進めてきました。

合併にあたっては、将来を展望した長期的視野に立って、それぞれの総合振興計画等を生かしながら「新市基本計画」を策定しました。

「新市基本計画」では、新市の将来像を「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市～人と愛、水と緑、市民主役のまち～」とし、新市が、埼玉県東北部の中核都市として、すべての市民が安心して暮らせるまちづくり、次世代に誇りを持って継承できる新しいまちづくりの方向性を実現するための取り組みが示されています。

この新市基本計画を具現化するため、将来へ向けた本市のまちづくりの指針として「久喜市総合振興計画」を策定するものです。

この総合振興計画は、合併後の最初の計画として、新しい久喜市の均衡ある発展と一体性を速やかに確立するとともに、持続可能な発展が図れるよう将来を見据えた堅実な財政運営を目指し、市民参加と協働を念頭に策定します。

とりわけ、市民参加と協働については、今後の重要なまちづくりのテーマと位置づけ、自治基本条例の理念に基づきそのあり方を追求していくこととします。

2　計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

【基本構想、基本計画、実施計画の内容】

① 基本構想

本市の将来像とそれを実現するための政策の大きな方向性を明らかにし、基本計画及び実施計画の指針となるものです。計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

② 基本計画

基本構想で定めた政策の大きな方向性に基づき、その姿を具体化、体系化する計画となります。具体的には、市の各部門の現状と課題、施策の体系、主要な事業、成果指標などを示します。

計画期間は、前期基本計画（平成 25 年度から平成 29 年度まで）と後期基本計画（平成 30 年度から平成 34 年度まで）のそれぞれ 5 年間としますが、計画の点検・評価と必要に応じて見直しができるマネジメントの仕組みを導入します。

③ 実施計画

基本計画で示した施策の中から実施していく施策や事業を具体的に示します。財政状況や諸情勢を考慮し、どの事業を、どのように実施していくかを明らかにし、毎年度の予算編成の指針となります。計画期間は、3 年間とし、毎年度必要に応じた見直しを行います。

＜総合振興計画（構成、計画期間）と新市基本計画のつながり＞

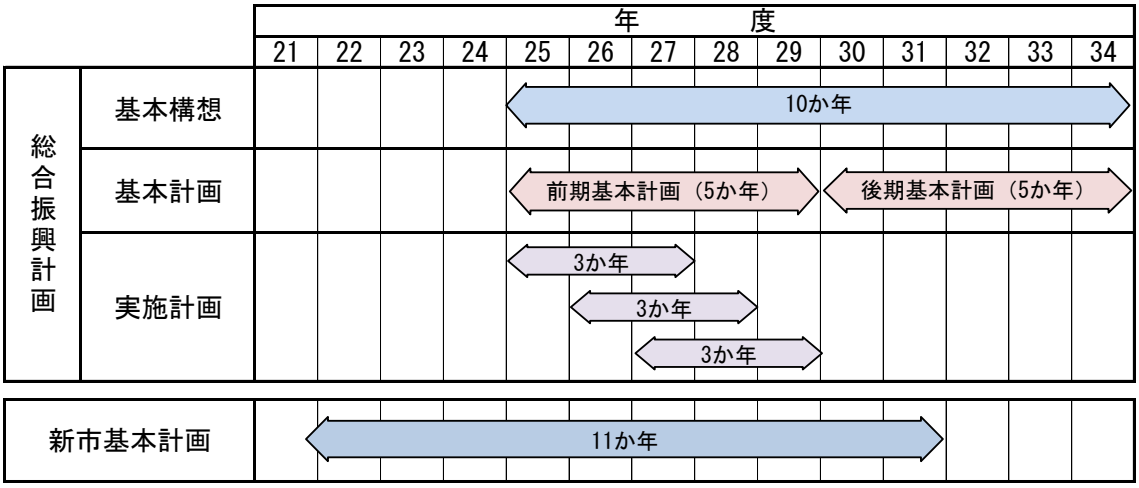

総合振興計画の前提

第２章　総合振興計画の前提

１　社会経済環境等の変化

（１）少子高齢・人口減少社会への対応

わが国の人口構造の少子高齢化は極めて急速に進んでいます。今後は、少子高齢社会に対する、地域全体での積極的な対応が必要になります。

また、人口も減少傾向に入り、今後、本格的な人口減少社会に入ることが予想されています。

少子化という側面では、わが国の合計特殊出生率は 1.39（平成２２年）と先進国の中でも最も低い水準になっています。また、高齢化という面では、21 世紀の半ばには、日本の総人口は約２割減少し、３人に１人が 65 歳以上となると予測されています。このような少子高齢社会の動きは、今後、さらに進むと予測され、福祉、教育、労働、社会保障など社会生活のあらゆる面での影響があると考えられます。

（２）環境への配慮

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、持続可能な社会を創造していく上で、解決すべき人類共通の課題であり、地球環境保全への人々の意識が高まっています。現在の環境問題は、国や世代を超え、極めて幅広く、かつ、重要な問題として取り組みが進められ、低炭素社会（地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会を構築すること。）づくりが求められています。これらの取り組みには、市民・事業者・行政が一体となって協力し、市民一人ひとりのライフスタイル（生活の様式・営み方。）からまちづくりまで、次世代に責任が持てる循環型（一度使用したものを再使用するなど環境への影響を最小限にする。）のまちづくりの推進が必要です。

（３）経済の低成長化

バブル経済の崩壊後、右肩上がりの経済成長が終わり、日本は実質経済成長率1%台などにみられるように経済基調そのものが低成長へと移行しています。このような低成長を前提とした、様々な社会の仕組みの見直しが必要になります。

この間、社会・経済のグローバル化（これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が１つの単位になる変動のすうせいや過程。）などが進んだことにより、世界経済の動向の影響を受けやすくなり、景気や雇用情勢の先行

きは不透明な状況になっています。今後は、景気の回復に向けて、内需拡大や雇用不安の解消が必要であり、地域レベルにおいても、地域それぞれの幅広い資源、各地域のニーズを生かした様々な産業活動、企業活動が求められています。

（４）防災への取り組み

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心にこれまで経験したことのない甚大な被害をもたらしました。また、この地震・津波による原子力発電所事故は、放射能漏れを引き起こし、住民避難・電力危機・風評被害など複合的な被害を発生させました。本市でも震度 5 強を観測し、南栗橋地区に液状化現象が起きるなど、大きな被害を受けました。

今後の防災への取り組みとして、今回の災害から得られた知見を、今後の地震対策への備えとして生かしていかなければなりません。

都市基盤の整備をはじめ、災害に強いまちづくりに向けて、自主的な防災組織の育成や防災体制のあり方、被災者支援のあり方など、幅広い防災対策の見直しが求められます。

（５）地方分権の進展

わが国では、従来の国と地方の中央集権的な関係から、地方自治体へ向けた権限移譲が進んでおり、こうした制度の変化に対する積極的な対応が必要となっています。

これまで、地方分権改革については、地方分権推進法（平成 7 年 5 月施行）や地方分権一括法（平成 12 年 4 月施行）により「第一次地方分権改革」が行われ、さらに平成の大合併や「三位一体の改革（国支出金の削減、地方交付税の縮小、地方への税源移譲を一体的に進める改革。）」などが推進されてきました。

しかし、国から地方への権限移譲や税財源の移譲など、さらなる改革が求められ、平成 23 年 4 月に「地域主権改革関連３法」が国会で可決成立し、各種制度などに関する義務化の廃止などを中心として、「第二次地方分権改革」に関する議論が行われています。

（６）国・地方を通じた厳しい財政状況

国及び地方の財政は、長引く景気低迷による税収不足や高齢化等に伴う社会保障費の増大などの要因により基礎的財政収支では財源不足が続き、長期債務残高も拡大し続けています。このため、国や都道府県、市町村それぞれが行政改革に積極的に取り組んでいますが、これから少子高齢化が進んでいくと労働力人口が減少し、税収等はますます少なくなる一方、医療費や介護費、年金などの社会保

障費は、今の制度を前提にすれば、今後２０年間で５０兆円程度増えると予想されています。

　このように、国や地方の財政は、今後、一層厳しくなることが見込まれ、本市においても、財政構造の弾力性が弱く、今後、厳しい財政運営が考えられますので、選択と集中により真に必要な施策に焦点をあてて実施することが求められています。

２　本市の位置と地勢

本市は、関東平野のほぼ中央に当たり埼玉県の東北部に位置し、都心まで 50 ㎞圏にあります。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡町及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接しています。面積は 82.4 ㎢、市域は東西約○○．○km、南北約○○．○km です。

地形は、おおむね平坦で標高は ８～１４m のやや西高東低の緩やかな勾配をなしており、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地や旧流路跡などの低地からなっています。また、利根川、中川、青毛堀川、元荒川、葛西用水路及び見沼代用水等の多くの河川や用水路に恵まれています。

気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。

市内には、南北方向に久喜インターチェンジを擁す東北縦貫自動車道（以下「東北道」という。）国道４号及び国道１２２号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁す首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）及び国道１２５号が横断しています。また、鉄道は、南北方向にＪＲ宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、３路線あわせて７つの駅を擁しており、広域的な交通利便性に恵まれています。

■新市位置図

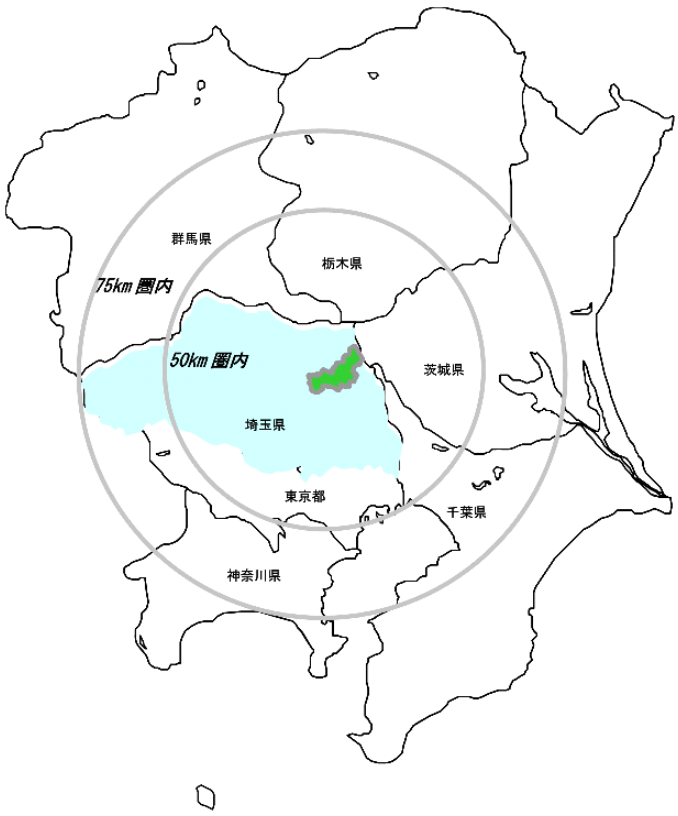

３　人口・世帯数の推移

本市の人口（平成 17 年国勢調査人口）は 154,684 人であり、埼玉県人口の 2.2%を占め、県内 40 市中第 11 番目の人口規模を持つ都市です。年少人口（15 歳未満）は 20,794 人、構成比は 13.4%であり、埼玉県全体の年少人口構成比 14.0%よりやや低くなっています。年少人口の構成比は低下傾向にあり、本市の合計特殊出生率は○．○○%となっており、少子化が進んでいます。一方、高齢者人口（65 歳以上）は 25,328 人、高齢化率は 16.4%であり、埼玉県全体の高齢化率と同率となっています。

なお、平成 22 年の国勢調査結果の速報値では、本市の人口は 154,335 人となっており、平成 17 年と比較して 349 人（0.2%）の減少となっています。

また、平成 17 年国勢調査の本市の世帯数は 53,866 世帯であり、埼玉県世帯数の 2.0%を占めています。1 世帯当たり人数は 2.9 人であり、県内平均の 2.7 人を上回っています。近年、核家族や単身世帯が増加し、1 世帯当たりの人数は減少しています。

■人口の推移（括弧内は構成比）

	平成７年	平成12年	平成17年
総人口・世帯	151,756人	154,292人	154,684人
年少人口（15歳未満）	26,911人 （17.7%）	23,379人 （15.2%）	20,794人 （13.4%）
生産年齢人口（15～64歳）	109,283人 （72.0%）	110,988人 （71.9%）	108,508人 （70.1%）
高齢者人口（65歳以上）	15,446人 （10.2%）	19,832人 （12.9%）	25,328人 （16.4%）
世帯数	46,662世帯	50,459世帯	53,866世帯
1世帯当たり人数	3.3人	3.1人	2.9人

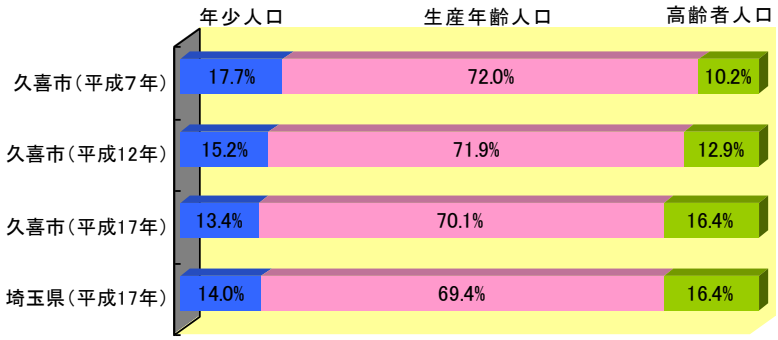

出典：国勢調査　なお、人数は合併前の市町の合算であり、
総人口には年齢不詳人口を含む。

4　就業構造の推移

平成 17 年国勢調査の本市の就業者人口は 76,970 人となっています。第一次産業は 2,759 人で 3.6%、第二次産業は 21,067 人で 27.4%、第三次産業は 51,691 人で 67.2%であり、その構成比は埼玉県の平均とほぼ同様ですが、わずかに第一次産業の構成比が高くなっています。近年、第一次、第二次産業就業人口の構成比が低下し、第三次産業就業人口の構成比が増加しています。

■産業別就業者人口の推移（括弧内は構成比）

	平成７年	平成12年	平成17年
総就業者人口	76,189人	76,952人	76,970人
第一次産業	3,757人 (4.9%)	3,054人 (4.0%)	2,759人 (3.6%)
第二次産業	25,758人 (33.8%)	23,707人 (30.8%)	21,067人 (27.4%)
第三次産業	46,203人 (60.6%)	49,298人 (64.1%)	51,691人 (67.2%)

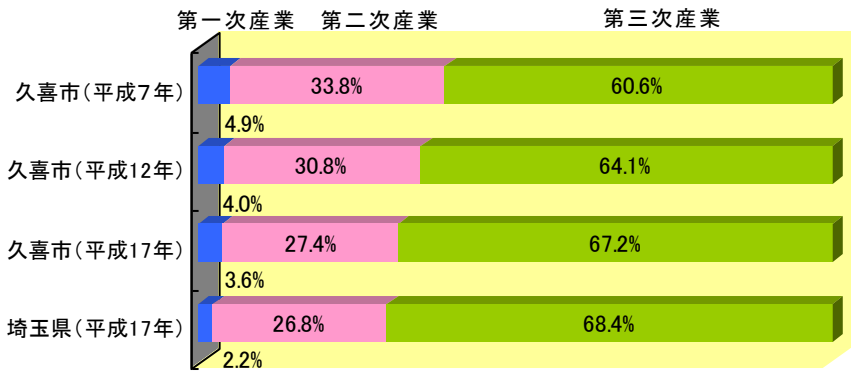

資料：国勢調査 なお、総就業者人口には、分類不能の産業の就業者人口を含む。

5　市民の意識と期待

総合振興計画策定にあたり、市民の考えや意見を反映させるために、平成 22 年 12 月、本市の住民基本台帳から 3,000 人（男性、女性それぞれ 1,500 人）を無作為に抽出し、郵送による方法で市民意識調査を実施しました。回収状況は、有効回収数 1,566 件、回収率 52.2%でした。その主要な結果は以下のとおりとなっています。

（１）居住地域の生活環境についての満足度

居住地域の生活環境の満足度をみると、「満足」と「まあ満足」を合わせた“満足”との回答が最も多いのは「ごみの収集・処理の状況」（56.9%）でした。次いで、「買い物の利便性」（48.0%）、「家の前など身近な生活道路」（46.0%）、「下水道の整備状況」（44.5%）、「通勤・通学の利便性」（44.3%）の４項目が40%台で続いています。

一方、「不満」と「やや不満」を合わせた“不満”との回答が最も多かったのは「街灯などの防犯施設」（42.5%）であり、以下「救急医療体制・医療施設の整備状況」（39.0%）、「交通の利便性（鉄道・バスなど）」（36.0%）、「交通の安全性（ガードレール・信号など）」（34.9%）、「公園や広場などの身近な公共空間」（35.5%）、「家の前など身近な生活道路」（33.5%）、「水害・地震等の災害に対する安全性」（33.4%）の６項目が 30%台で続いています。

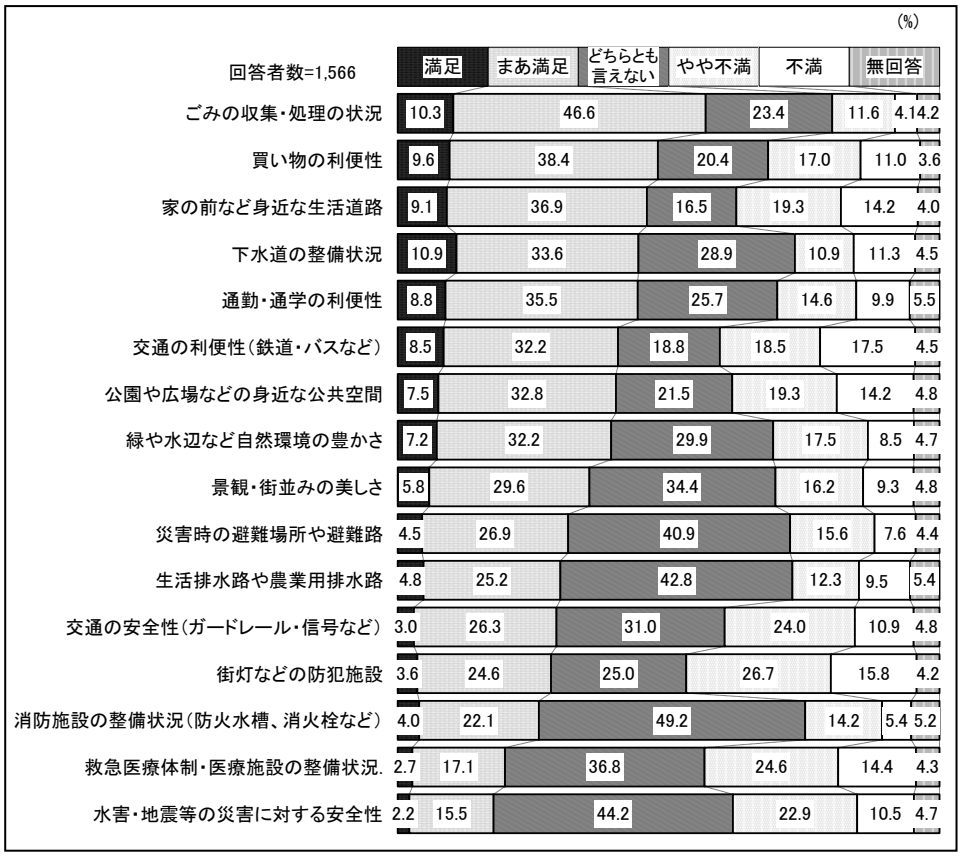

（２）市政全般において充実してほしいもの

市政全般において充実してほしいものとしては、「高齢者福祉の充実」（36.3%）、「保健・医療対策」（35.0%）、「防犯対策」（28.0%）の３つが上位にあげられています。続いて、「児童福祉・子育て支援の充実」（16.5%）、「生活道路の整備」（15.9%）などがあげられています。

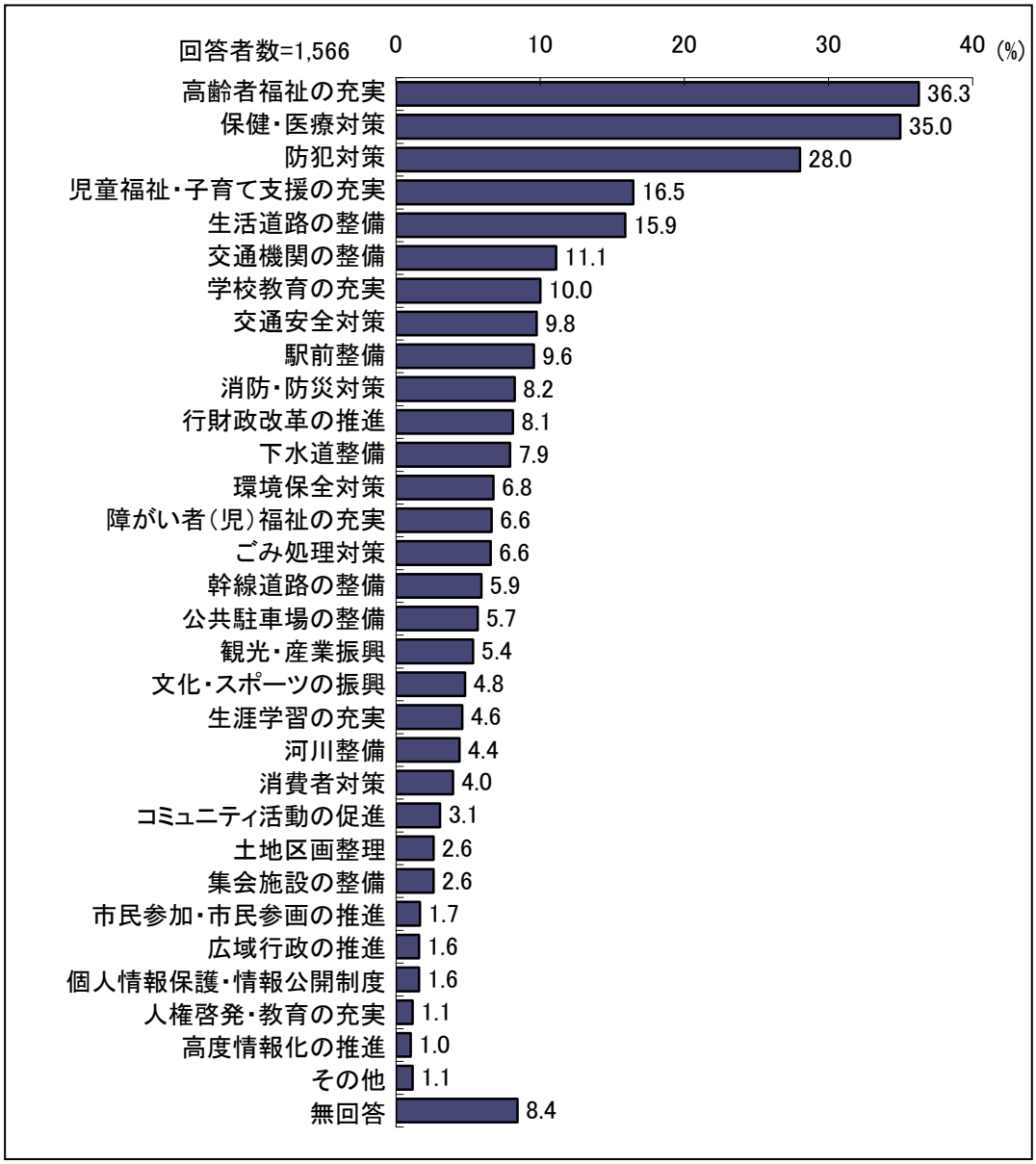

６　本市の特性と課題

（１）地域コミュニティ分野

【特性】

市民と行政が一体となったまちづくりが進められています。これまで行政の計画策定等において、ワークショップ（地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、進めていく共同作業とその総称。）や市民意見提出制度をはじめとした市民参加型の計画づくりが定着してきています。

また、花によるまちづくりや環境保全、福祉活動等の市民ボランティアによる活動が活発に行われています。

さらに各地区では郷土芸能、祭礼等の維持・継承や福祉、スポーツ、青少年健全育成等の多彩な活動が行われています。

【主要課題】

① 町内会や自治会等の地縁的コミュニティに加えて、ボランティア団体やＮＰＯ法人（特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）にもとづいて、法人格を取得した団体）等の活動が活発化しており、こうした新たなコミュニティ活動を積極的に支援していくことが必要です。

② 市民がまちづくりなどに積極的に参加できるように、行政の情報公開や情報発信を充実させ、市民と行政の協働のまちづくりを進めていくことが求められています。

（２）自然、環境分野

【特性】

本市は、関東平野のほぼ中央に位置し、市域全体が平坦な地形になっています。自然資源として、豊かな水辺、緑空間、特に、利根川、中川、青毛堀川、備前堀川、野通川及び元荒川等の河川や、葛西用水、見沼代用水をはじめとする用水路等の水系、屋敷林、農地などの緑豊かな景観があります。

現在、環境問題への活発な取り組みが行われています。市民を中心とした生ごみの堆肥化等のリサイクルや環境マネジメントシステム（環境保全に向け、計画・実行・評価・改善のサイクルを確立し、新たな目標に取り組む。）の導入などが積極的に行われています。

【主要課題】

① 緑のネットワーク化等により都市の自然や良好な景観の保全と創出を図り、

豊かさや美しさを実感できるまちづくりが期待されています。

② 水質汚濁、大気汚染及び騒音等による生活環境の悪化を未然に防ぐため、公害防止対策や環境意識の啓発活動とともに、一般家庭で取り組むことのできる環境保全活動の普及が求められています。

③ 新エネルギーの活用やごみの減量化、資源物リサイクルの推進などを市全体で取り組み、資源循環型の地域社会を構築していくことが求められています。

（３）保健、医療、福祉分野

【特性】

市内には、８か所の病院、６５か所の一般診療所があります。うち６か所に救急病院の指定がされており、また、県内 ８ 番目の第三次救急医療を担う救命救急センターの指定を目指す埼玉県済生会栗橋病院や、平成２３年４月に開院したJA 埼玉県厚生連久喜総合病院があります。さらに、県の地域医療再生計画による小児中核病院として、小児医療を担う土屋小児病院などにより医療の充実が図られている地域となっています。

また、様々な健康福祉サービスが提供されています。代表的なものとしては、地域の福祉活動の拠点であるふれあいセンター久喜の他、高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」、菖蒲老人福祉センター、健康福祉センター「くりむ」及び鷲宮福祉センター等の福祉施設、さらに、児童センター、しょうぶ会館（児童館）、鷲宮児童館、久喜地域子育て支援センター「ぽかぽか」及び栗橋コミュニティセンター内の栗橋地域子育て支援センター「くぷる」等の児童福祉施設があげられます。

【主要課題】

① 「かかりつけ医」制度の浸透を図るとともに医療機関相互の連携による体制を充実し、安心できる地域医療体制を整えることが求められています。

② 誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、子育てや子育てと仕事が両立できる支援、高齢者や障がい者（児）支援等の強化が求められています。

（４）教育、文化、スポーツ分野

【特性】

市内には文化会館、郷土資料館、図書館、公民館及び各種スポーツ施設などがあり、それらを中心として、生涯学習としての文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。また、東京理科大学経営学部、県立久

喜図書館、県立高等学校、久喜看護専門学校などの多様な教育機関も立地し、多彩な活動を行っています。

さらに、歴史的資源として数多くの有形、無形の文化財が存在します。代表的なものとして、甘棠院、天王山塚古墳、栗橋関所跡、鷲宮神社及び関東神楽の源流と言われる国指定重要無形民俗文化財「鷲宮催馬楽神楽」などがあります。

【主要課題】

① 教育内容の充実等を図り、良好な教育環境を整備するとともに、学校・家庭・地域が一体となって連携して子どもたちの健やかな成長を見守ることが必要です。

② 住民が生きがいを持って暮らすことができるように、多彩な生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の機会を提供することが必要です。

③ 市内に数多く残されている貴重な歴史的資源としての文化財や魅力ある伝統行事など、郷土の文化や伝統を受け継ぎ、次世代へ確実に継承していくことが求められています。

（５）都市基盤分野

【特性】

市内には、東北道の久喜インターチェンジ、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジ、国道４号、122 号及び 125 号並びに主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線などがあり、交通利便性に恵まれています。今後、（仮称）菖蒲パーキングエリアが開設される予定です。

また、鉄道による交通利便性にも恵まれています。ＪＲ宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅、鷲宮駅及び南栗橋駅が立地し、さらに、新しいまちづくりへ向けて、清久工業団地周辺地区、菖蒲北部地区などで土地区画整理事業が進められています。公園等の環境も久喜市総合運動公園、県営久喜菖蒲公園、県営権現堂公園及び弦代公園などの大規模公園等も整備されています。

【主要課題】

① 市の一体性を図るため、市内の円滑な移動を支える道路網の充実が必要です。

② 恵まれた自然環境と優れた交通条件を兼ね備えた特性を生かし、環境保全と開発が共生するバランスのとれた土地利用を図ることが必要です。

③ 高齢者や子ども、障がい者（児）や外国人など誰にとってもやさしく住みや

すいユニバーサルデザイン（文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。）に配慮する。

④　東日本大震災の教訓を生かし、市民の防災意識普及・啓発や自主防災組織の育成・支援などに努めるとともに、防災体制や被災者支援のあり方など、幅広い防災対策の充実に努め、災害に強いまちづくりが求められています。

また、市民の防犯意識の向上や防犯体制の強化が求められています。

（６）産業、経済分野

【特性】

農業分野では、米、野菜、いちご、なし及び花き等を生産する都市近郊型農業が進められています。

工業分野では、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地及び菖蒲北部工業団地等の工業団地の他、菖蒲南部産業団地などの産業拠点の形成が図られています。

商業分野では、久喜駅、栗橋駅及び鷲宮駅等を中心とした既存商業地域及び、幹線道路沿いに多くの大規模商業施設の出店が進められています。

【主要課題】

①　産業振興全般の課題として、後継者の育成や生産者・消費者双方にとって魅力ある産業へ発展させるための振興策が求められています。

②　農産物の地産地消の推進や新たな流通経路の確保、交通の利便性など、地の利を生かした企業誘致の推進及び大規模商業施設と共存できる商店街の活性化策が必要です。

③　水辺、花、祭り及び神社等の特徴ある地域資源を生かし、集客力のある多様な観光振興策が期待されています。

（７）行財政分野

【特性】

本市は、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに適切に対応するため、「選択と集中による市民の目の高さの市政の実現」を基本目標とする行政改革大綱・行政改革実施計画を策定するとともに、職員の定員管理や職員給与の適正化等を実施し、健全な財政基盤の確立と組織・機構のスリム化に取り組み、持続可能な発展が図れるよう将来を見据えた堅実な行政運営の実現に努めています。

また、市民サービスの向上を目指して、日曜開庁の開設や総合窓口化等にも取

り組んでいます。

さらに、事務事業の見直しを図り、簡素で効率的な行財政システムを確立するため、行政評価に取り組むとともに、民間のノウハウが活用でき、市民サービスの更なる向上が図れる指定管理者制度（公の施設の管理を民間に任せる。）を積極的に導入するなど、地方分権時代に対応した行政運営に取り組んでいます。

【主要課題】

① 地方分権時代に対応し、将来にわたり、自立的かつ持続的に発展していくためには、行財政力の一層の強化が不可欠です。

② これまで行政が担ってきた仕事の一部を地域や民間に移行するなど、事務事業の効率化や民間活力の導入を図り、行政組織のスリム化を進め、行政改革をさらに進める必要があります。

③ 多彩な公共施設を有する特性を生かし、地域バランスや財政負担の軽減等に配慮し、施設を再編するなど、有効活用を検討することが求められています。

基本構想

第１部　基本構想

第１章　将来像

１　基本理念と将来像

（１）基本理念

市民の意識と期待、本市の特性と課題を踏まえて、本市のまちづくりの基本理念を次の四つに整理します。

【まちづくりの基本理念】

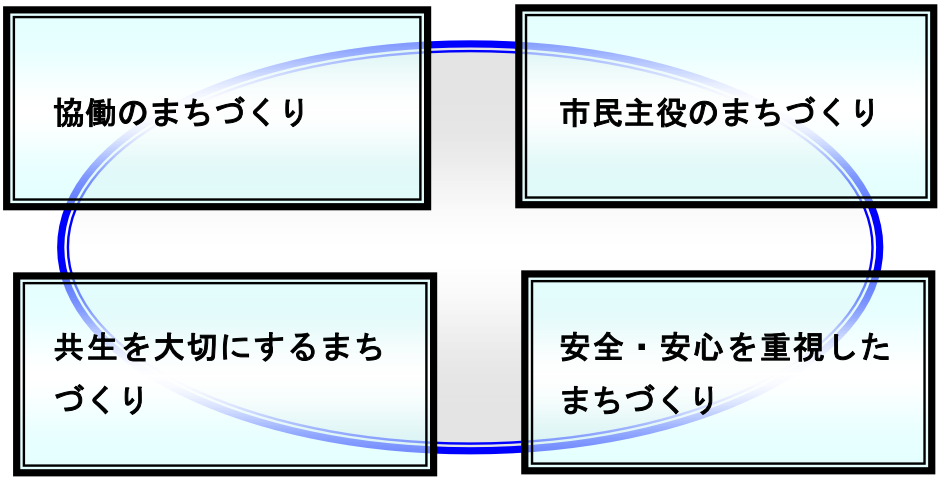

■協働のまちづくり

市民、各種団体、企業など地域のあらゆる関係者が、自らのまちに関心を持ち、市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、市と協力して公共的な課題解決に取り組む「協働」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。

■市民主役のまちづくり

市民の活動を支援し、常に市民の目線に立ったまちづくりに取り組み、市民が住んで良かったと実感できるまちの実現に向けて、「市民主役」に視点をおいたまちづくりを進めます。

■共生を大切にするまちづくり

自然環境を保全し、水辺や緑を生かした田園環境と都市との共生型のまちを築きます。心豊かに暮らせるまちの実現に向けて、価値観や国籍などの違いを超え、市民が人権を尊重し互いに認め合い、ともに助け合う「共生」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。

■安全・安心を重視したまちづくり

市民の健康、生活、財産等を守り、支える多彩な仕組みを行政や地域社会が協力して整え、誰もが笑顔で暮らせるまちの実現に向けて、「安全・安心」を重視したまちづくりを進めます。

（２）将来像

本市は、水と緑に恵まれた田園風景と良好な生活環境を備えるとともに、鉄道、高速道路及び幹線道路等の交通利便性にも優れています。加えて、東北道と圏央道のジャンクション及びインターチェンジの開設に伴い、本市は首都圏の中でも有数の交通結節点となり、埼玉県東北部の拠点都市としてさらなる発展が期待されます。

本市は、これまで豊かな自然環境と地域独自の伝統や文化を育み、受け継いできました。これからも、様々な地域資源を生かして新しい価値を創り出し、市民の誰もが誇りに思える郷土を築いていきます。また、次代を担う子どもたちが、大きな夢を描き、飛躍することができるまちづくりを進めていきます。

可能性が広がる本市の目指す将来像を次のとおり定めます。

豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市

～人と愛、水と緑、市民主役のまち～

「豊かな未来を創造する」は、心豊かで、経済的にも恵まれた暮らしを実現していく期待を表現しています。

「個性輝く」は、本市が県東北部の拠点としての優位性を発揮し、都市として発展する期待を表現しています。

さらに「文化田園都市」は、地域の歴史や伝統文化を継承し、本市の特長である田園と調和した都市を築いていくことを表現しています。

２　人口の推計

全体として、人口数はほぼ現状維持で推移することが想定され、これに対し、高齢化率は増加することが想定されます。本構想では、人口の目標は特に設定しないで、推計にとどめ、子育て支援の充実、産業の振興、雇用の確保、福祉・教育の充実、居住環境の保持・増進などの施策を積極的に講じ、定住の促進に最大限つなげていくことを目標とします。

総人口は、平成 23 年において 157,200 人、平成 34 年には、152,920 人になると推計します。平成 23 年値と比較すると、平成 34 年値は 97.3%となる見込みです。

高齢化率は、平成 23 年の 21.1%から平成 34 年には 31.0%へと増加基調になります。

■人口の推計（括弧内は構成比）

	平成23年	平成29年	平成34年
総人口	157, 200人	155, 580人	152, 920人
年少人口（15歳未満）	19, 200人 （12. 2%）	17, 350人 （11. 1%）	15, 410人 （10. 1%）
生産年齢人口（15～64歳）	104, 880人 （66. 7%）	95, 840人 （61. 6%）	90, 180人 （59. 0%）
高齢者人口（65歳以上）	33, 120人 （21. 1%）	42, 390人 （27. 2%）	47, 330人 （31. 0%）

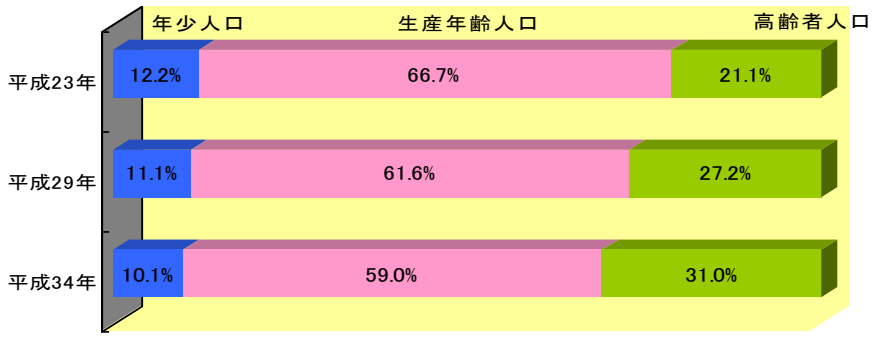

注：実施手法

平成 17 年から平成 22 年までの住民基本台帳人口（各年 1 月 1 日現在）及び外国人登録人口の値を分析することで、平成 34 年までの総人口推計を行いました。推計にあたっては、平成 17 年から 22 年までは、本市を構成する旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町のデータを合算しています。推計方法は、コーホート法（要因法）を準用しました。（コーホートとは、同年または同時期に出生した集団のことをいい、コーホート法とは、その集団ごとの時間変化を軸に、人口の変化を捉える方法です。）

３　土地利用の方向性

本市の土地利用については、地域特性を十分に生かし、本市の均衡ある発展を目指すため、6つの都市核と住居系ゾーン、工業系ゾーン、新産業系（複合型）ゾーン及び農業系ゾーンを設定し、良好な都市環境の形成を図ります。

（１）ゾーン別土地利用方針

■都市核

市役所、総合支所及び駅周辺地域を本市の都市核とし、商業・文化・業務等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう、それぞれの地域特性を生かした市街地形成を図ります。

■住居系ゾーン

生活道路、公共下水道、公園及び防災施設等の都市基盤を計画的に整備し、良好な住環境の形成を図ります。また、歴史的資源や文化遺産、まちの景観に配慮し、歴史文化、田園景観と調和した住宅地の形成を目指します。

■工業系ゾーン

久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地及び菖蒲北部工業団地等の工業系ゾーンでは、良好な環境や景観の保全に努めます。

また、本市の活力向上に向けて、交通条件の優れた地域に、周辺環境に配慮した新たな工業系ゾーンを位置付けます。

■新産業系（複合型）ゾーン

東北道久喜インターチェンジの周辺地域、久喜白岡ジャンクションの周辺地域、圏央道白岡菖蒲インターチェンジの周辺地域及び国道 122 号沿線地域、並びに主要地方道さいたま栗橋線と国道 125 号及び主要地方道さいたま栗橋線と幸手久喜線の交差点周辺等の地域は、久喜市の中でも特に交通利便性に優れた地域です。これらの地域は、本市の将来を担う新たな産業拠点として位置付けます。

■農業系ゾーン

米、野菜、果実、花き等を生産する優良な農地とともに、水辺環境、樹林地及び屋敷林など本市の特長である田園景観の保全に努めます。また、生活道路や農業集落排水など、農村集落の生活環境の整備を進めます。

（２）土地利用構想図

※新市基本計画から転写

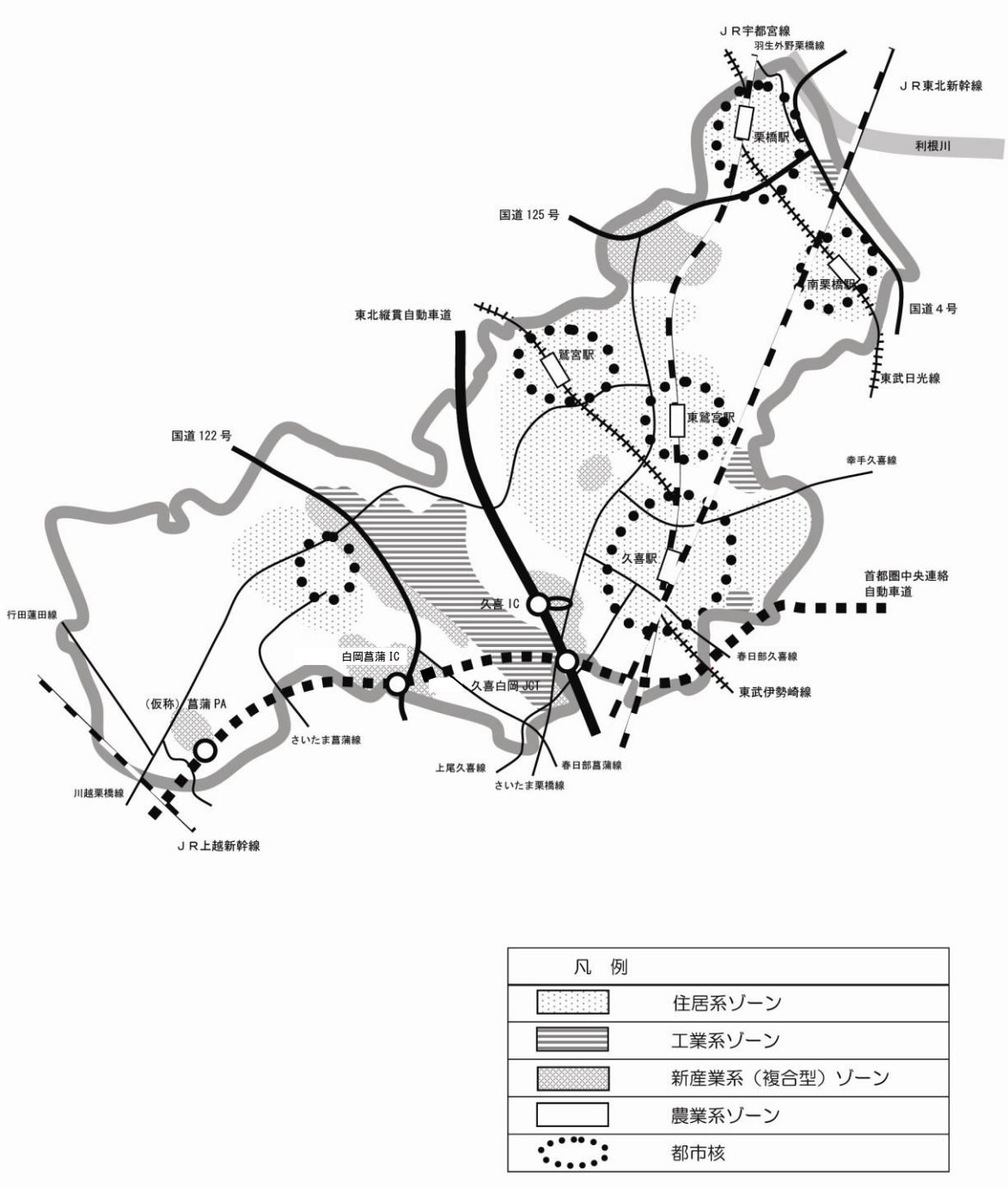

４　大綱

（１）『市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち』

情報公開の推進、人権尊重と男女共同参画社会の実現などとともに、市民と行政との協働体制を構築し、市民と行政が一体となった活力あるまちづくりを進めます。

また、市民による主体的なコミュニティ活動を応援し、市民が主役のまちづくりを進めます。

（２）『自然とふれあえる、環境に優しいまち』

水、花、緑など本市の特長を表す自然環境や田園風景の保全を通じて、市民一人ひとりが自然を愛し、親しみ、守り、育てていくことができるまちづくりを進めます。

さらに、水質汚濁や大気汚染等の防止などを通じて、快適な生活環境を創出するとともに、ごみの排出量の削減や資源物のリサイクルの推進など、循環型社会の実現に努めます。

（３）『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』

市民一人ひとりの健康づくりを支援し、疾病の予防と早期発見・早期対応の体制づくりとともに地域医療体制の充実に努めます。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、高齢者や障がい者（児）への支援、ともに支え合う地域福祉の推進を図るなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

（４）『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち』

本市の将来を担う児童生徒の能力と個性を引き出し、児童生徒自らが人生を切り開く力を備えることができるよう、充実した教育環境を提供します。さらに、地域の行事や社会体験・生活体験などを通じて、地域に愛着を持った心豊かな人材を育成します。

また、市民がいつまでも充実感や誇りを持って暮らせるよう、それぞれの生活ニーズに合った生涯学習機能を強化するとともに、郷土の多彩な文化財の保護・活用、郷土の伝統文化の継承などを通じて、歴史文化を大切にするまちづくりを進めます。

（５）『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』

埼玉県東北部の発展の核となる都市として、安全で快適なまちの実現を目指し、治水対策や地震対策等の防災対策を強化するとともに、行政と市民の双方が協力して防犯対策や交通安全対策に取り組むことにより、災害に強く、市民が安全に暮らせるまちを築きます。

身近な生活道路や本市の一体化を図るための道路網の整備、公共交通の充実、上下水道等の都市基盤施設の整備を通じて、快適で住みよいまちづくりを進めます。

また、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりにも取り組みます。

（６）『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』

産業振興は、市民の豊かな暮らしを支え、自立した都市づくりの実現を財政面から支える基盤であるとともに、まちの活気や賑わいを生み出す原動力となるものです。

本市の優れた交通条件を生かし、企業の集積を促進し、雇用機会に恵まれた地域経済が豊かなまちを築きます。

さらに、地域特性を活用しながら農業や商業の振興を進め、賑わいや働きがいのあるまちづくりを進めます。

（７）『行財政を見直し、改革を進めるまち』

行政組織のスリム化、施策・事業の効率化及び財政力の強化を図るなど、行財政を見直し、改革を進めるまちを目指します。

総合振興計画の実現に向けて

１　施策の体系

将来像を実現するため、大綱に基づき施策の展開を図ります。

［将来像］　［大綱］　［施策］

豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市

～人と愛、水と緑、市民主役のまち～

市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

① コミュニティ活動の推進
② 協働のまちづくりの推進
③ 人権尊重と男女共同参画社会の実現
④ 交流活動の推進
⑤ 情報公開の推進

自然とふれあえる、環境に優しいまち

① 自然環境の保全・創出
② 快適な生活環境の創出
③ 美しい景観の形成
④ 廃棄物処理の充実
⑤ 地球環境問題への対応

子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

① 健康づくりの推進
② 地域医療体制の充実
③ 子育て支援の充実
④ 高齢者福祉の充実
⑤ 障がい者（児）福祉の充実
⑥ 地域福祉・地域ボランティアの充実
⑦ 社会保障制度の充実

心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち

① 幼児教育の充実
② 学校教育の充実
③ 青少年の健全育成
④ 人権教育の推進
⑤ 生涯学習の推進
⑥ 歴史・文化の継承と活用
⑦ スポーツ・レクリエーション活動の充実

安全で調和のとれた住みよい快適なまち

① 都市機能の整備
② 道路・公共交通の整備・充実
③ 公園の緑化と水辺環境の保全
④ 上下水道の整備
⑤ 治水対策の充実
⑥ 防災・消防体制の充実
⑦ 防犯体制の強化
⑧ 交通安全対策の充実

地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

① 農業の振興
② 工業の振興
③ 商業の振興
④ 観光の振興
⑤ 勤労者福祉と就業支援の充実
⑥ 消費生活の充実

行財政を見直し、改革を進めるまち

① 行政改革の推進
② 健全な財政運営の確立

２　施策

（１）市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

～　地域コミュニティ　～

①　コミュニティ活動の推進

町内会や自治会活動、NPO 等の組織づくりを支援するとともに、活動のための場所となる施設の充実や情報の提供など、コミュニティ活動を積極的に推進します。

②　協働のまちづくりの推進

環境問題や教育問題への取り組み、福祉問題への対応など、ますます多様化し高度化するまちづくりの課題を地域の創意と工夫により解決していくため、NPO 活動やボランティア活動を支援し、計画策定、審議会等への市民の参加を促進します。

また、自治基本条例の理念に基づき、市民、事業者、行政等で適切に役割を分担し、協働のまちづくりを推進します。

③　人権尊重と男女共同参画社会の実現

すべての人が、生まれながらに有する権利である人権を尊重する社会の実現に向け、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する教育や啓発活動を積極的に行うとともに、相談事業の充実に努めます。

男女がともにいきいきと個性と能力を発揮し、あらゆる分野で平等に参画できる社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する啓発活動を積極的に行い、各種相談事業の充実に努めるとともに、審議会等への女性委員の登用を推進します。

④　交流活動の推進

国際社会に対応できるよう、国際理解の促進や国際的視野に立った人づくり、地域づくりを目指すとともに、外国籍の市民への支援の充実に努めます。

友好関係都市等との交流を促進するとともに、市民の相互交流の支援に努めます。

自然や歴史を通じた文化交流、小・中学生の教育交流、観光や特産品による産業交流など地域間の交流を促進します。

⑤　情報公開の推進

市民のまちづくりへの参加のため、情報公開を推進し、広報・広聴活動の充実、ＩＣＴ（情報・通信に関連する技術一般の総称。）を活用した市民と行政のコミュニケーションなど積極的な情報提供に努めます。

また、個人情報の保護と活用のバランスをとりながら、適切な情報管理にも努めます。

（２）自然とふれあえる、環境に優しいまち

～　自然・環境　～

①　自然環境の保全・創出

河川や池等の水と屋敷林や農地等の緑で彩られた、豊かな田園風景が残されています。

この豊かな自然を守るために、樹林地や屋敷林等の保全を推進するとともに、動植物の生態系を育むなど、自然環境の保全・創出に努めます。

また、自然教室など市民が自然環境の大切さを実感する機会を設けることや小・中学校での環境教育等を通じて、環境意識の高揚に取り組みます。

②　快適な生活環境の創出

快適で心やすらぐ生活環境を実現するため、市民や企業等の協力を得て、水質汚濁や大気汚染などの公害防止対策を進めます。

また、合併処理浄化槽の普及と管理など、家庭における生活雑排水対策や啓発活動に努めるとともに、環境美化活動や不法投棄の監視等を強化します。

③　美しい景観の形成

市民や企業等の景観保全意識の醸成を図るとともに、景観を乱す恐れのある建物や野立て看板に対する規制など、美しい田園景観や歴史的景観の保全に努めます。

④　廃棄物処理の充実

循環型社会の構築を目指し、地域住民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化と資源化を推進するとともに、安全で安心な廃棄物処理により、一層の環境負荷の低減を図ります。

⑤　地球環境問題への対応

温室効果ガスの排出量削減など環境への負荷の軽減を図るため、太陽光発電及びＬＥＤ照明の導入など新エネルギーを活用するとともに、省エネルギー活動の促進、環境意識の普及・啓発、環境管理体制の強化を図り、低炭素社会の実現に努めます。

（３）子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

～　保健・医療・福祉　～

①　健康づくりの推進

市民の健康づくりを推進するため、健康増進計画に基づき、健診、保健指導、健康教育及び健康相談等の充実を図ります。

健康づくりは、市民一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であり、健康づくりを推進するボランティア団体等と協働し、地域全体の健康意識を高めます。

また、食育推進計画に基づき、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進します。

②　地域医療体制の充実

軽度な病気やけがから高度・専門医療まで対応できる体系的な地域医療体制の整備に向け、埼玉県や医師会をはじめ、病院、診療所との連携を強化するとともに、かかりつけ医の普及・定着を促進します。

また、救急医療については、重症度に応じた初期救急医療（外来治療で対応できる軽症患者に対応）から第三次救急医療（重篤な救急患者に対応する）までの重層的救急医療体制の整備を促進するとともに、休日や夜間等における医療体制の一層の強化に向け、関係機関と調整を図ります。

③　子育て支援の充実

各種の保育サービスや放課後児童対策、家庭児童相談等の充実をはじめ、多様なニーズに対応し、誰もが安心して子どもを産み、育てることができるよう子育て支援の充実を図ります。

経験豊かな高齢者の知識や地域の輪を生かし、地域全体で子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

④　高齢者福祉の充実

高齢者福祉施設の整備や介護保険事業の充実をはじめ、市民やボランティア、関係機関との連携を図りながら、介護予防・生活支援サービスの提供など、住み慣れた地域での高齢者の生活を支える地域包括ケア体制を推進するとともに、災害時にも対応できる体制の確立に努めます。

また、高齢者の経験や能力を生かした社会参加の機会の充実を図るなど、生

きがいづくりを推進します。

⑤　障がい者（児）福祉の充実

障がいのある人もない人も、相互に理解を深め支え合いながら、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者（児）が生活しやすい環境を整えます。

障がい者（児）のニーズに的確に対応したきめ細かい支援サービスを提供するため、福祉ボランティア等の団体と連携し、自立に向けた支援の充実を図るとともに、災害時にも対応できる体制の確立に努めます。

⑥　地域福祉・地域ボランティアの充実

地域福祉に関する意識の向上や福祉ボランティアの育成・支援と連携の強化など、市民、事業者、福祉団体及び行政が協力して地域の相互扶助機能の充実を図ります。

⑦　社会保障制度の充実

国民健康保険事業の一層の健全化のため、医療費抑制に向けた予防施策等に取り組むとともに、保険税の収納率の向上やレセプト（診療報酬明細書）審査点検の充実を図り、保険財政基盤の強化に努めます。

また、後期高齢者医療制度については、保険料の収納率の向上に努めるとともに、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し円滑な運営を図ってまいります。

さらに今後予定されている高齢者のための新たな医療制度や国民健康保険の広域化に的確に対応してまいります。

生活保護事業等については、その適正な運用と、相談・指導体制の充実に努めます。

（４）心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち

～　教育・文化・スポーツ　～

①　幼児教育の充実

小学校での生活や学習に円滑に移行できるよう、幼児教育の充実を図ります。

地域特性や保護者のニーズに応じて保育所と幼稚園との連携を推進するとともに、保育所と幼稚園の機能を備えた認定こども園（小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。）の導入を促進します。

②　学校教育の充実

小・中学校施設の耐震化や計画的な改修などを進め、安全で快適な教育環境を整えます。

また、学校、家庭、地域との連携を強化して、地域が一体となった学校支援体制を整え、良好な教育環境の形成に努めます。

学校独自の取り組みを尊重して特色ある学校づくりを促し、情報関連設備の整備による国際化や情報化に対応した教育の充実を図ります。併せて、児童生徒の学力と体力を伸ばすとともに、豊かな人間性を育む学校教育を推進します。

③　青少年の健全育成

学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、青少年健全育成の活動とともに、青少年を犯罪等から守る対策を推進します。

また、青少年のコミュニケーション能力や他人への思いやりの心を育むとともに、郷土に対する誇りや愛着心を育てるため、伝統行事やイベント等への参加を促進します。

④　人権教育の推進

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、差別のない明るい地域社会を目指します。

また、あらゆる場において人権教育の充実・推進に努めます。

⑤　生涯学習の推進

市内に点在する生涯学習施設を整備・有効活用するため、ネットワーク化を図り、多彩な生涯学習に取り組みやすいまちづくりを推進します。さらに、図

書館や公民館等の充実と適正な配置を進めるとともに、施設の状況や資料の検索ができるなど、情報提供機能の充実を図ります。

また、市民の生涯学習活動の推進を図るとともに、学習の成果を発表する機会を充実し、市民の力を地域社会に生かせる仕組みを整えます。

⑥　歴史・文化の継承と活用

伝統行事や祭り等を活用し、郷土に対する愛着心の醸成、次世代への伝承及び地域相互の交流などを促進します。

文化財等は、まちづくりの地域資源として活用を図るとともに、市民の貴重な財産としてその保護に努めます。

文化活動への参加機会や文化鑑賞・発表の機会を充実し、市民の主体的な文化活動を支援します。

⑦　スポーツ・レクリエーション活動の充実

健康の維持増進や心身のリフレッシュに向けて、スポーツやレクリエーションを定期的に行えるよう、講習会やイベントなどの充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図るとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた市民相互の交流を深めます。

（５）安全で調和のとれた住みよい快適なまち

～　都市基盤　～

① 都市機能の整備

本市の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用計画を策定します。

駅や駅周辺地域の整備、圏央道のインターチェンジやジャンクション周辺、幹線道路沿線での開発を計画的に推進します。

② 道路・公共交通の整備・充実

本市の一体性の向上、市内の円滑な移動の実現を図るため、幹線道路や生活道路の整備を推進するとともに、歩行者や自転車通行者に対する安全を確保するため、歩道や自転車通行レーン等の整備に努めます。

また、公共交通については、鉄道の混雑緩和と利便性の向上を図るため、輸送力の増強とネットワークの強化等を関係機関に働きかけるとともに、既存バス路線の維持・充実に努めます。

③ 公園の緑化と水辺環境の保全

日常生活の身近な場所に公園や緑地を充実させるとともに、市民が気軽に自然とふれあえるよう、運動公園や大規模公園等の緑化を推進します。

さらに、河川、池、沼及び用水路等の水辺環境の保全を図るとともに、自然観察池や親水型の散策場所や遊歩道の整備に努めます。

④ 上下水道の整備

安定した水道水の供給を図るため、経年水道施設の計画的な更新、水道施設の耐震化、水質管理体制の充実等に努めます。また、給水体制の一体化や一元管理など合理的な給水体制を整え、水道事業の効率化と健全経営に努めます。

美しい水辺環境と清潔で快適なまちづくりを進めるため、公共下水道の計画的な整備と農業集落排水処理施設（農業地域の生活排水などの汚水を集めて処理する施設。）の適切な管理を推進します。

⑤ 治水対策の充実

現状の都市の持つ保水機能の保全を図り、河川や水路の総合的な治水対策の充実に努め、水害の起こりにくいまちづくりを進めます。

⑥　防災・消防体制の充実

東日本大震災の教訓を生かし、市民の防災意識の普及・啓発や自主防災組織の育成・支援などに努めるとともに、防災体制や被災者支援のあり方など、幅広い防災対策の充実に努めます。

また、一部事務組合として取り組んでいる消防体制についても充実を図り、火災予防体制の強化を図るとともに、市民の生命、財産を守る消防救急体制の充実・強化に努め、緊急時にも安心できるまちづくりに努めます。

⑦　防犯体制の強化

警察、防犯協会、地域防犯組織など関係機関との連携を強化するとともに、市民の防犯意識の向上や地域の防犯体制の強化を促進します。

また、道路・公園などの防犯性を高め、安全な地域環境の形成に努めます。

⑧　交通安全対策の充実

道路照明灯やカーブミラーなど交通安全施設をより充実させることにより、歩行者等の安全に配慮した道路交通環境の整備を推進します。

また、地域の実情に応じた交通規制を警察署へ要望するとともに、交通安全に関する知識の普及や啓発など交通安全運動を推進します。

（６）地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

～　産業・経済　～

①　農業の振興

多面的機能を有する農地の保全や生産基盤の整備に努めるとともに、農地の集積による経営規模の拡大や生産組織の法人化に努めるなど農業の担い手の育成を図ります。

また、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業を推進するため、農産物のブランド化や特産品の開発、地域の特性を生かした観光農業の拡大を図り、併せて有機農業など環境保全型農業の普及と地産地消を推進します。

②　工業の振興

優良企業の誘致や既存工業団地の整備・拡充を推進するとともに、交通利便性を生かし、国道 122 号沿線や東北道と圏央道の久喜白岡ジャンクション及び白岡菖蒲インターチェンジ周辺、主要地方道さいたま栗橋線と国道 125 号の交差点周辺及び主要地方道さいたま栗橋線と幸手久喜線の交差点周辺に新産業拠点の整備を推進します。

また、地域経済を支える中小企業の経営基盤強化のための施策を推進し、魅力ある産業の育成に努めます。

③　商業の振興

賑わいと活力のある商店街の形成を促進するため、中心市街地の活性化に取り組むとともに、高齢者のニーズに対応し、新たなコミュニティの場ともなりうる地域密着型の商店街づくりに努めます。

また、商業経営者の育成や経営基盤の強化に対する支援とともに、商業団体の育成・支援に努めます。

④　観光の振興

花や伝統文化、史跡等の観光資源の環境整備及びネットワーク化を図り、個性と魅力にあふれた観光事業を展開します。

本市の南西部地域において工事が進められている圏央道休憩施設については、一般道利用者や地域住民も利用できる観光交流拠点として整備を推進します。

また、提燈祭り、くりはし夏祭り、鷲宮神社恒例祭等の伝統的な祭りや、

あやめ、ラベンダー、コスモスなどの花による催しを活用し、地元の特産品の販売やＰＲなどに取り組みます。

⑤　勤労者福祉と就業支援の充実

勤労者が豊かで充実した生活が送れるよう、関係機関・団体との連携により、福利厚生の充実を図るとともに安定した就業環境の確保に努めます。

また、若者や女性の就業への支援、さらに、定年退職後にその経験と技能を生かすことのできる新たな就業の支援に努めます。

⑥　消費生活の充実

住民が安心して暮らせるまちを目指し、安全で安心な商品を購入できるよう、消費生活情報の提供と啓発活動に努めるとともに、消費生活において生じた問題などを解決するための消費生活相談の充実を図ります。

また、環境に配慮した消費者活動を促進します。

（７）行財政を見直し、改革を進めるまち

～　行財政　～

① 行政改革の推進

本市が持続的に発展し自立したまちづくりを実現していくため、職員の政策立案能力の向上や組織の見直し、ＩＣＴの活用による行政事務の効率化、民間の優れた経営手法を活用する指定管理者制度の導入など最少の経費で最大の効果を目指した、簡素で効率的な行財政運営を実施します。

また、行政が行う活動の成果向上に向けて、政策・施策・事務事業について客観的に評価し、改善を進めていく行政評価システムを積極的に活用するなど、行政改革に取り組みます。

② 健全な財政運営の確立

市税の適正な確保と収納率の向上等により、自主財源を確保するとともに、受益と負担の公平性の確保という観点から、使用料・手数料について適正な受益者負担に努めます。

併せて、行政経費の削減を図り、効率的かつ効果的で健全な財政運営に努めます。また、財政状況について積極的な情報公開を行い、財政運営の透明化に努めます。